

令和8年度
就学奨励費のしおり



北海道札幌養護学校

就学奨励費のしおり 目次

1 特別支援教育就学奨励費の概要	P1~2
(1) 支給の目的	
(2) 支給の対象となる経費	
(3) 支給の基準	
(4) 受給の申請	
(5) 支給方法	
(6) 目的外利用の禁止と公的給付	
2 仮支弁区分と支弁区分	P2
3 個人番号(マイナンバー)の届出について	P3
4 就学奨励費の申請手続きと支給等について	P4~6
(1) 3月に行う申請手続きについて	
(2) 年度途中で行う申請手続きについて	
5 委任会計	P7
資料1 「支給対象となる経費」	P8
資料2 就学奨励費支給対象品目一覧	P9~12
資料3 令和7年度 特別支援教育就学奨励費の支給限度額一覧	P13
資料4 就学奨励費の年間スケジュール	P14

Ⅰ 特別支援教育就学奨励費の概要

(1) 支給の目的

「特別支援就学奨励費」は、特別支援学校に就学する児童生徒等の特別な事情を考慮し、その経費の一部を北海道が負担・補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及と奨励を図ることを目的とする制度です。国及び北海道は、関係法令や事務処理等について規定を定め、奨励費事業を行っています。

(2) 支給の対象となる経費

資料Ⅰ(P8)のとおりです。

(3) 支給の基準

就学奨励費は年間限度額の範囲内で、保護者が負担した実費に基づき、支弁区分に応じた割合で支給されます。支弁区分は、前年の世帯収入・家族構成等に応じて決定されます。各支弁区分の支給割合は原則として次のとおりですが、経費によって異なります。

支弁区分	基準	支給割合	備考
I区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の <u>1.5 倍未満</u> または <u>生活保護を受給している</u> 場合	支給限度額内で実費の全額	生活保護受給世帯は一部経費が支給されません。
II区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の <u>1.5 倍以上 2.5 倍未満</u>	支給限度額内で実費の半額	一部経費は支給割合が異なります。
III区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の <u>2.5 倍以上</u> または <u>受給を辞退する場合</u>	通学費：実費の全額 職場実習交通費：実費の半額 (辞退を除く)	
※児童福祉施設等に入所して措置費・療育の給付を受けている場合 原則として、就学奨励費は支給されません。入所契約の場合は支給の対象です。			

※世帯の収入月額とは？

前年の世帯全員の収入の合計に基づき決定されます。支弁区分の決定のためには、世帯全員の収入状況が確認できる書類(所得証明書、源泉徴収票、年金通知書等)の提出が必要となります。

(4) 受給の申請

就学奨励費の受給を希望される方は、年度毎に申請が必要です。保護者からの申請がなければ、就学奨励費は支給できません。

(5) 支給方法

保護者から申し出のあった口座に基づき、口座振替により支給します。

(6) 目的外利用の禁止と公的給付

就学奨励費は、特別支援教育の普及と奨励を目的に支給されます。目的外利用は禁止されています。

また、支給対象の経費であっても、その部分について他からの公的給付を受給している場合は、重複給付となりますので、就学奨励費は支給されません。(入学準備金や自治体の交通費助成など)

2 仮支弁区分と支弁区分

4月当初はまだ、前年分の所得が確定していませんので、支弁区分を決定することはできません。

原則として、支弁区分が決定するまでは就学奨励費の支給は保留されますが、学校給食費と通学費については、**仮支弁区分**を決定することで4月から就学奨励費を支給します。

仮支弁区分は、在校生については前年度の支弁区分、新入生については前年の収入状況を確認できる書類に基づいて決定されます。

前年からの大幅な収入の増減等により仮支弁区分と正式決定した支弁区分が異なる場合は、支給済み額と本来支給すべき額に差額が生じますので、差額の精算が必要となります。支弁区分の変更に伴う精算を行う場合は、個別に事務室よりご連絡します。

(例1) 仮区分Ⅰ区分からⅡ区分へ変更となった場合

支給済み額が正しい支給額を上回るため、4月に遡り返納していただきます。

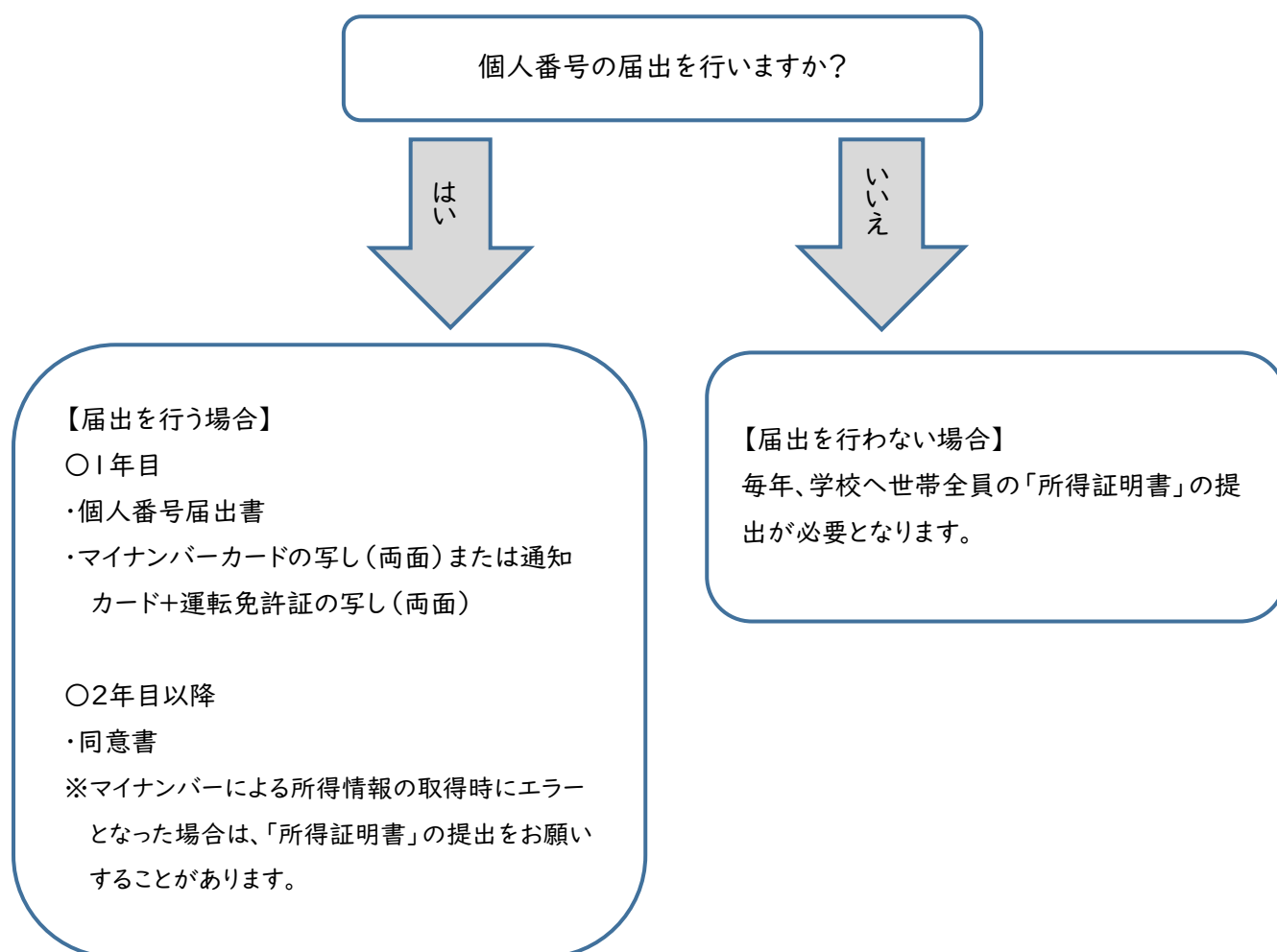
(例2) 仮区分Ⅱ区分からⅠ区分へ変更となった場合

支給済み額が正しい支給額に満たないため、不足分を追給します。

3 個人番号(マイナンバー)の届出について

支弁区分の決定には、世帯全員の所得情報の取得が必要となります。4月当初に世帯全員の個人番号を届け出ることにより、「所得証明書」など保護者等の所得を証明する書類の提出を省略することができます。個人番号は1度届出を行うと、2年目以降は同意書の提出のみで所得情報の取得を行うことができます。また、届出は入学時に行うと卒業まで有効となります。ただし、届出内容に変更がある場合は、再度届出が必要です。

個人番号の届出を希望しない場合は、毎年「世帯全員の所得証明書」の提出が必要となります。



4 就学奨励費の申請手続きと支給等について

(1) 3月に行う申請手続きについて

就学奨励費の申請は、毎年度必要となります。支弁区分の決定及び支給のために次の書類の提出をお願いいたします。提出期日までに申請書類の提出がない場合は、就学奨励費を支給できなくなりますので、ご注意ください。

◎:全員提出 ○:該当者のみ提出

	提出書類	備考
1	◎収入額・需要額調書	令和7年12月末日現在の状況を記入してください。
2	○個人番号届出書 ○添付書類	添付書類については、『個人番号届出書裏面』をご覧ください。
	○同意書	すでに個人番号届出書を提出済みで、所得情報の取得に同意する場合は、提出してください。
3	◎委任状	
4	◎通学状況調査票	
5	○自家用車利用願 ○車検証+記録事項の写し	登下校で自家用車を利用する場合に提出してください。
6	○交通機関利用届	登下校で交通機関を利用する場合に提出してください。
7	○口座振替申出書 ○通帳のコピーまたは アプリ画面等の写し ※新転入生は、全員提出	新転入生は全員提出の書類です。 金融機関名・支店名・口座番号・名義人が確認できるページを提出してください。アプリ等の場合は、確認できる画面のスクリーンショット等を提出してください。
8	○収入状況を確認できる書類 ※新転入生は、全員提出	新転入生は全員提出の書類です。 収入がある方全員の前年の所得を確認できる書類(源泉徴収票の写しや所得証明書)を提出してください。
9	○生活保護受給証明書	生活保護を受給している場合に提出してください。 証明日は4月1日以降としてください。
10	○辞退届	就学奨励費の受給を辞退する場合に提出してください。

(2) 実費の申請手続きについて

学用品等購入費・新入学児童生徒学用品等購入費では、就学奨励費の支給額が保護者の負担した実費に基づいて算定されます。学用品・通学用品を購入するときは、その添付書類として領収書・レシート(商品・値段の内訳がわかるもの)を必ず保管してください。また、現金やクレジットカードだけではなく、電子マネーや商品券(プレミアム商品券除く)での支払いも支給対象となります。ただし、レジ袋や送料、ポイント利用分は支給対象外となります。また、できるだけ家庭用物品等の対象外品と分けて購入していただくようお願いします。

申請方法の詳細は申請期間が近くなりましたらお知らせします。申請は、年3回(7月、12月、2月)を予定しています。

証明書類(領収書・レシート)の提出が必要な経費

令和8年4月1日以降に購入したもののみが対象となります。ただし、②新入生におけるランドセル、通学用かばんのみ4月1日以前でも対象とします。

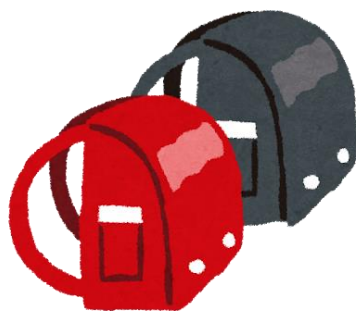
①学用品等購入費

②新入学児童生徒学用品等購入費(購入時期が4月~5月のみ対象)

・生活保護受給者は原則対象外

・4~5月で購入できない冬物等の季節商品は購入時期を問いません。

支給対象となる品目については、資料2(P9~12)を参考にしてください。



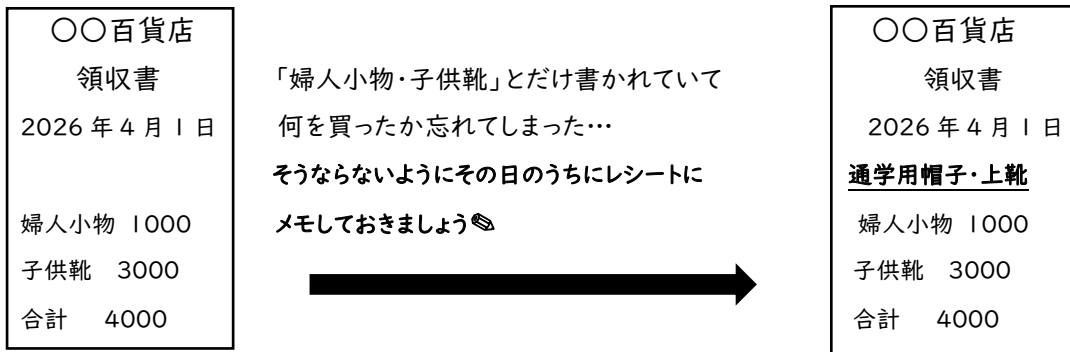
「学用品等購入費」「新入学児童生徒学用品等購入費」申請についてお願い

注意1 レシート・領収書は必ず保管しましょう

→レシート・領収書の提出がないと就学奨励費は支給されません。

注意2 レシート・領収書に購入した品物名・使用目的を記入しましょう

→申請時、どのレシートを添付すればよいか分かりやすいです。



注意3 購入した金額の内訳を明確にしておきましょう

→購入した品物・金額が確認できないと支給できない場合があります。

☆就学奨励費が支給できなくなる領収書等の事例☆

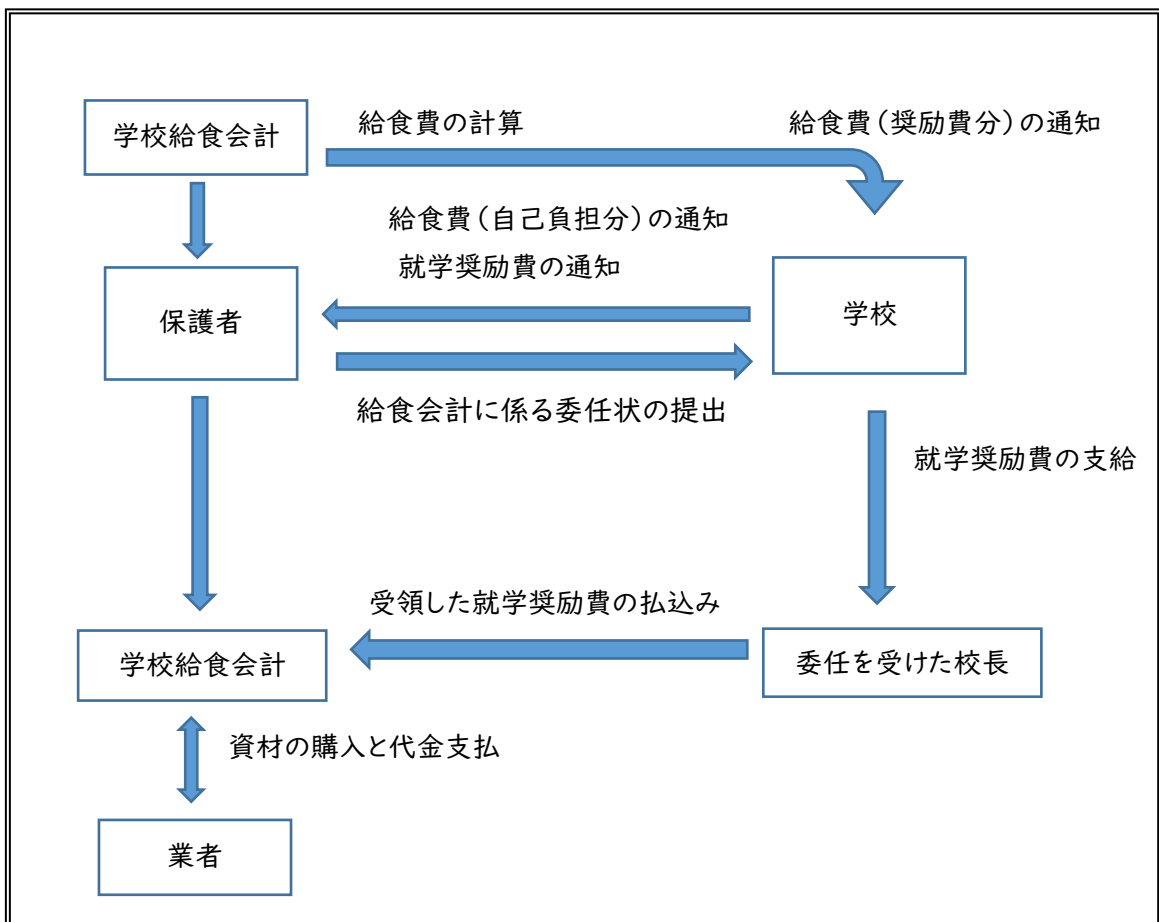
- 1 購入したものが不明確である場合（例：品代、学用品代としか記載されていない）
→何を購入したのか具体的な品名を記入してください。
→一緒に複数のものを購入した場合、購入した品名と値段の内訳が分からないと就学奨励費として支給できません。
- 2 購入したものが明らかに児童生徒以外のものである場合
- 3 購入品目が対象品目ではない場合
→支給対象品目を確認のうえ、該当するものを申請してください。
- 4 購入月日が妥当ではない、不明瞭である場合
→原則、4月1日以降に購入したものが対象となります。

5 委任会計

本校では、「学校給食費」を委任会計として取り扱っています。就学奨励費は保護者への支払いが原則ですが、学校給食費は、委任を受けた校長が保護者に代わり代理受領するため保護者の口座へは払い込まれませんのでご注意ください。保護者は自己負担額のみを納入することになり、保護者の方の負担が軽減される仕組みとなっています。

委任会計の趣旨をご理解、ご協力の上、申請の際には、本会計に係る委任状を提出してくださいようお願いいたします。

委任会計の流れ



資料Ⅰ 支給対象となる経費

① 学校給食費

保護者が負担する学校給食費の金額。

- ・支給対象 小学部、中学部
- ・支給割合 I 区分:実費 II 区分:実費の半額 III 区分:支給なし



② 通学費(本人・付添人)

児童生徒が通学するためにかかる金額及び、保護者が送迎するためにかかる金額。

- ・支給対象 小学部、中学部
- ・支給割合 I 区分~III 区分:実費

※自治体による交通費助成を受けている場合は、助成金額を超えた分のみ支給となります。また、通学方法の変更があった場合は、その都度申請が必要です。

③ 校外活動等参加費

学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために必要な交通費・宿泊費・見学料の金額。(宿泊研修や校外学習など)

- ・支給対象 小学部、中学部
- ・支給割合 I 区分:実費 II 区分:実費の半額 III 区分:支給なし

④ 修学旅行費

小・中で各1回参加する修学旅行に必要な交通費・宿泊費・見学料等の金額。

- ・支給対象 小学部、中学部
- ・支給割合 I 区分:実費 II 区分:実費の半額 III 区分:支給なし

⑤ 学用品・通学用品購入費 ※対象品目:P9~P12 参照

通常学校生活で必要とする学用品、通学用品の購入金額。

- ・支給対象 小学部、中学部
- ・支給割合 I 区分:実費 II 区分:実費の半額 III 区分:支給なし



⑥ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ※対象品目:P9~P12 参照

入学するにあたり通常必要とする学用品、通学用品の購入金額。

※冬物等の季節用品を除き、4月~5月ごろに購入したものに限る。

- ・支給対象 小学部、中学部の新入生(生活保護受給者は除く)
- ・支給割合 I 区分:実費 II 区分:実費の半額 III 区分:支給なし



資料2

就学奨励費支給対象品目一覧

Ⅰ 学用品等購入費

(ア) 学用品購入費

学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
	ノート・下敷き・筆箱	連絡帳用ノートは支給対象外
	クレヨン・色鉛筆	※学校より購入依頼があったときのみ
	のり・テープ・はさみ・カッター	※学校より購入依頼があったときのみ
	絵の具・筆	※学校より購入依頼があったときのみ
体育用品	ジャージ上・Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
	ジャージ下・スウェット・短パン	体育・体力づくり用のみ対象
	運動靴	通学用の靴は、Ⅰ(イ)通学用品購入費
	水着・水泳帽	水遊び・プール学習用 ※現在、プール学習中止のため、 <u>小学部水遊びのみ対象。</u>
	サンダル・バスタオル・ビニールバッグ	水遊び・プール学習用 ※現在、プール学習中止のため、 <u>小学部水遊びのみ対象。</u>
	帽子・手袋	そり・スキー学習用
実習	作業用スモッグ・エプロン	
	作業用軍手・作業用長靴	通学用長靴は、Ⅰ(イ)通学用品購入費
その他	ワークブック・辞典・練習帳・学習帳	学校授業用のみ、家庭学習用は対象外
	給食用エプロン・スモッグ・三角巾	
	給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器で対応できない場合のみ
	手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
	校外学習用リュック・財布	
	水筒	
	上靴	
	手作りエプロン・スモック等の材料	布・ボタン等

Ⅰ 学用品等購入費

(イ) 通学用品購入費

靴	通学用夏靴・冬靴	
	通学用長靴	実習作業用長靴は、Ⅰ(ア)学用品購入費
雨具	傘	
	レインコート・カッパ	
小物	帽子	
	手袋・防寒マフラー	
上着	ジャンパー	
	コート	
その他	カバン・リュック	
	名札	





2 新入学児童生徒学用品等購入費

(ア) 学用品購入費

学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
	ノート・下敷き・筆箱	連絡帳用ノートは対象外
	クレヨン・色鉛筆	※学校より購入依頼があったときのみ
	のり・テープ・はさみ・カッター	※学校より購入依頼があったときのみ
	絵の具・筆	※学校より購入依頼があったときのみ
体育用品	ジャージ・Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
	トレーニングパンツ・短パン	体育・体力づくり用のみ対象
	運動靴	通学用の靴は、通学用品
	水着・水泳帽	水遊び・プール学習用 ※現在、プール学習中止のため、 <u>小学部水遊びのみ対象。</u>
	プール用サンダル・バスタオル・バッグ	水遊び・プール学習用 ※現在、プール学習中止のため、 <u>小学部水遊びのみ対象。</u>
帽子・手袋	そり・スキー学習用	
実習用	作業用スモッグ・エプロン	
	作業用軍手・作業用長靴	通学用長靴は、2(イ)通学用品購入費
その他	ワークブック・辞典・練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ
	給食用エプロン・スモッグ・三角巾	
	給食用食器・スプーン等	学校の食器で対応できない場合のみ
	手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
	校外学習用リュック・財布	
	水筒 上靴	



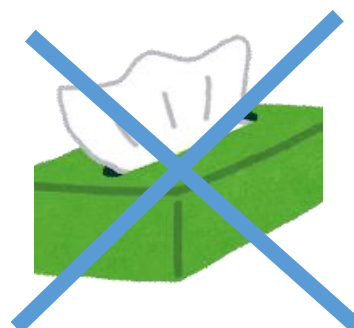
2 新入学児童生徒学用品通等購入費

(イ) 通学用品購入費

靴	通学用夏靴・冬靴	
	通学用長靴	作業用長靴は、1(ア)学用品購入費
雨具	傘	
	レインコート・カッパ	
小物	帽子	
	手袋・防寒マフラー	
上着	ジャンパー	
	コート	
その他	カバン・リュック	
	名札	

3 支給対象外品目

支給対象外	衣服・下着・くつ下等	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外 <u>着替え用や学習発表会用衣服等も対象外</u>
	おむつ・メガネ・補聴器・車イス等	
	マスクやティッシュなどの消耗品	



資料3(参考)

令和7年度 特別支援教育就学奨励費の支給限度額一覧

次の一覧は、令和7年度の支給限度額一覧です。令和8年度の支給限度額一覧は、6月頃に北海道教育委員会より通知されますので、正式に決まり次第お知らせします。

経費名	学部	小学部			中学部		
	区分	I	II	III	I	II	III
学校給食費		実費	実費 1/2		実費	実費 1/2	
通学費	本人	実費	実費	実費	実費	実費	実費
	付添人	実費	実費	実費	実費	実費	実費
職場実習交通費					実費	実費	実費 1/2
修学旅行費	本人	21,580	10,790		57,720	28,860	
	付添人	33,730	16,865		82,850	41,425	
校外活動 参加費	本人	18,580	9,290		24,660	12,330	
	付添人	27,870	13,935		36,980	18,490	
学用品等購入費		11,640	5,820		22,740	11,370	
新入学児童生徒学用品等購入費		57,060	28,530		63,000	31,500	
オンライン学習費		12,000			12,000		

資料4 就学奨励費の年間スケジュール

	保護者	学校	委任会計への振込 ※保護者の口座には振り 込まれません。	保護者の口座へ振込
4月	申請書類の提出			
	個人番号届出書の提出			
		仮支弁区分の決定・通知		
5月			4月給食費支給	
6月	※所得証明書の提出	※所得証明書提出案内	5月給食費支給	
7月	第1回学用品費申請 提出	第1回学用品費申請 案内	6月給食費支給	通学費(4~6月)支給
8月		第1回学用品費 認定	7月給食費支給	
		支弁区分の決定・通知		
9月			8月給食費支給	第1回学用品費 支給
10月			9月給食費支給	通学費(7~9月)支給
11月			10月給食費支給	
12月	第2回学用品費申請 提出	第2回学用品費申請 案内	11月給食費支給	
1月		第2回学用品費 認定	12月給食費支給	第2回学用品費 支給
				通学費(10~12月)支給
2月	第3回学用品費申請 提出	第3回学用品費申請 案内	1月給食費支給	
3月		第3回学用品費 認定	2月給食費支給	
4月			3月給食費支給	第3回学用品費 支給
				通学費(1~3月)支給

※…マイナンバーによる所得情報を得られなかった場合

特別支援教育就学奨励費についてご不明な点につきましては、

北海道札幌養護学校事務室 就学奨励費担当 までお問い合わせください。

(☎011-896-1311)